

近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成（その二）

——安永期の薩摩藩農政と曾於郡郷田口村御救門割——

尾口義男

はじめに

本稿は前号（本館研究報告『第九集』）の考察を受けて、引き続き先ず安永九年（一七八〇）に実施された大隅国曾於郡郷田口村における検地門割（御救門割）による村落再建事業の実態解明を試み、次いで当時の薩摩藩農政をとりまいていた社会環境や農村問題の一端を明らかにし、あわせてそれらの問題に対し藩がどのような対応をもって事態打開を図ろうとしていたかを考察するものである。

一、安永九年の田口村御救門割による村落再建事業 の実際

読者諸氏の便益と筆者のこれからの考証に供する必要から、安永九年の曾於郡郷田口村の御救門割に関して、前号での考察を通して明らかにしたことを最初に要約的にまとめておきたい。

一、安永九年の御救門割の実施される直前の曾於郡郷田口村には、二七

の農民経営体が存在していた。

二、これらの農民経営体は保有高において、三八石余—二八石余に分布する九つの門経営体群と二〇石余—一五石余に分布する一八の屋敷経営体群の二つの経営体群に分れていた。

三、安永九年の御救門割直前の田口村は、農民労働力が枯渇して経営崩壊した農民不在の農民経営体（禿門）や農民労働力が著しく減衰して経営維持が極めて困難かつ危機的状态にあった農民経営体（半禿門）を多数抱えていて、深刻な農村疲弊による困窮と荒廃に陥っていた。

四、経営崩壊やその危機に直面していた多くの農民経営体は屋敷経営体群に集中・分布し、屋敷経営体群の大半もしくはほとんど全てが禿門もしくは半禿門の状態に陥っていたことが推察される。

五、御救門割とは、村落ぐるみで深刻な疲弊と困窮にあえいでいる農村の村勢回復や村落再建のために実施される検地門割のことで、特定村落における旧来の検地竿次高の下り高、すなわち厳密には農民経営体配当の高の引き下げ措置を伴う検地門割のことであるが、安永九年の田口村の場合、村内に所在する一筆毎の土地（田・畠・屋敷）の全て

に対して旧来の査定評価の見直しが行なわれ、おおかたの土地については旧来からの評価を引き下げる措置がとられて新たな土地評価高が決定され、農民負担の軽減が図られた。

六、一般に、検地に引き続き、村内の農民組織である門・屋敷などの土地の再配当や所属構成員の変更など旧来からの村落秩序に権力的な改編が行われる門割時において、田口村御救門割の際の土地配当においては、享保内検期の村落再編成時に採用された均分支配原則が踏襲されて、門経営体群及び屋敷経営体群毎にそれぞれの農民経営体の経営規模や生産力条件がほぼ均等・平等になるように配慮されて土地の配当が実施された。具体的には、ともに一部の例外はみとめられるものの、門経営体群の場合は保有の高にして三八石前後・面積にして二町六反前後に平準化されて配当されており、屋敷経営体群の場合はおおよそ一四石・一町前後に平準的な配当がなされている。

七、農民経営体保有の高を一般に門高と呼ぶが、安永九年の検地門割を通して田口村二七の門・屋敷農民経営体のうち一八の屋敷経営体は全て門高の減量措置（下り高）を受けたが、九門経営体には減高措置はとられなかった。ちなみに屋敷経営体の場合、検地門割を通して平均にして一七石余から一四石弱へと三石余りの減高がみとめられるが、九門経営体のうち減高しているものはほとんどなく、平均にして三六石余から三七石余と少量ではあるが一石余りの増高がみとめられ、一部の経営体にあつては逆に保有高がかなり増やされている。

八、検地に引き続き門割において、門経営体に所属して耕作の主体となる用夫農民集団と比較して、屋敷経営体所属の用夫農民集団は一人当

たり平均の保有の高と面積においてそれぞれの三分の一量少ない配当を受けた。すなわち屋敷用夫農民集団は門用夫農民集団に比してより軽量の農民作職高が配当されて負担の軽減化が考慮されている。用夫とは、薩摩藩農村の農民経営体内にあつて公的に土地の配当受給の資格要件を備えた心身ともに健全な一五歳から六〇歳迄の男子農民をいうのであるが、田口村の検地門割直後の用夫一人当たりの平均の保有高と面積をみた場合、門経営体は一九石五斗余で一町四反九畝余を計上するのに対し、屋敷経営体はともにその約三分の二分量の一三石八斗余で九反七畝余を示している。

二、十八世紀後期～十九世紀初頭の御救門割における下り高による農民負担の軽減率

前節で明らかにしたように、御救門割とは農民配当高の引き下げ措置（下り高）をとることによって農民たちの過重な負担の軽減をはかり、荒廃の危機に瀕している農村の村勢回復や再建を目的に実施される検地門割のことである。

さて、田口村の農民たちは安永九年の御救門割を通してどれくらいの下り高を受けたのだろうか。

次に掲げた第1表～第3表は、安永九年「田口村検地門割竿次帳」から計出した、御救門割を通してその前後にかけておこっている田口村の総石高（第1表）・農民作職分の農民配当高（第2表）・武士身分者への受給分の浮免高（第3表）の変動を示したものである。これらの表を

第1表 検地門割前後の田口村竿次帳登記の総石高内訳(門高+浮免高)

	検地門割前	検地門割後	増 減
総 高	8 1 8 石 1 斗	7 7 8 石 1 斗	- 4 0 石 0 斗
内 田 高	7 6 0 石 5 斗	7 1 4 石 6 斗	- 4 5 石 9 斗
内 畠 高	3 4 石 4 斗	4 7 石 5 斗	+ 1 3 石 1 斗
内 屋敷高	2 3 石 2 斗	1 6 石 0 斗	- 7 石 2 斗

(升以下は切り捨て)

第2表 検地門割前後の田口村竿次帳登記の門高 (農民配当高) の内訳

	検地門割前	検地門割後	増 減
総 高	6 3 4 石 8 斗	5 8 6 石 6 斗	- 4 8 石 2 斗
内 田 高	5 8 6 石 5 斗	5 4 0 石 9 斗	- 4 5 石 2 斗
内 畠 高	2 5 石 0 斗	2 9 石 5 斗	+ 4 石 5 斗
内 屋敷高	2 3 石 2 斗	1 6 石 0 斗	- 7 石 2 斗

(升以下は切り捨て)

第3表 検地門割前後の田口村竿次帳登記の浮免高 (土族給与高) の内訳

	検地門割前	検地門割後	増 減
総 高	1 8 3 石 2 斗	1 9 1 石 5 斗	+ 8 石 3 斗
内 田 高	1 7 3 石 9 斗	1 7 3 石 6 斗	- 3 斗
内 畠 高	9 石 2 斗	1 7 石 9 斗	+ 8 石 7 斗

(升以下は切り捨て)

第4表 検地門割前後の田口村竿次帳登記の総面積内訳(門高+浮免地)

	検地門割前	検地門割後	増 減
総 面積	5 3 町 5 反	5 8 町 9 反	+ 5 町 3 反
内 田 地	3 5 町 3 反	3 5 町 9 反	+ 6 反
内 畠 地	1 4 町 2 反	1 9 町 9 反	+ 5 町 7 反
内 屋敷地	3 町 9 反	3 町 0 反	- 9 反

(畝以下は切り捨て)

第5表 検地門割前後の田口村竿次帳登記の門地 (農民配当地) の面積内訳

	検地門割前	検地門割後	増 減
総 面積	4 1 町 7 反	4 1 町 5 反	- 2 反
内 田 地	2 4 町 5 反	2 7 町 4 反	- 0 反
内 畠 地	1 0 町 3 反	1 1 町 0 反	+ 7 反
内 屋敷地	3 町 9 反	3 町 0 反	- 9 反

(畝以下は切り捨て)

第6表 検地門割前後の田口村竿次帳登記の浮免地 (土族給与地) の面積内訳

	検地門割前	検地門割後	増 減
総 面積	1 1 町 7 反	1 7 町 1 反	+ 5 町 3 反
内 田 地	7 町 8 反	8 町 5 反	+ 6 反
内 畠 地	3 町 9 反	8 町 6 反	+ 4 町 7 反

(畝以下は切り捨て)

見るに、御救門割なる検地門割が農民たちへの配当高の下り高目的に実施されるものであったことは瞭然である。

ところで第2表によるに、農民への配当総高は御救門割の実施前に六三四石八斗余だったものが実施後は五八六石六斗余となっており、四八石二斗余の減少（下り高）が認められる。この下り高約四八石という数値は御救門割前の旧来の農民配当高分約六三四石の七・六%にあたる。さてこの七・六%という比率についてであるが、この時期一般には、御救門割が実施された場合、その対象となった村落に対し、藩は旧来の農民配当高に比べてどれくらいの高減措置を講じて農民負担の軽減を図っていたのであろうか。近接した時期のいくつかの郷村のデータや史料等があるので次に掲げる。

まず、大隅国始良郷上名村では田口村に先立つこと九年前の明和八年（一七七二）に御救門割が実施されているが、その時に作成された「御検地門割方請願書留帳³」という史料がある。これは当郷の噺や郡見廻役人から藩郡方の検地門割担当の郡奉行宛に提出された請願書類をはじめとする御救門割関係の各種の願書・記録類を一冊に綴じ込んだ一件史料である。これによると始良郷上名村では享保内検（一七二二～二七）以降検地門割は実施されていないことがわかり、さらに享保度の領内総検地で確定し、この時点まで貢租収納など当村の農民支配における公的な拠り所の数値として用いられてきた竿次高の総高頭は二四一一石九斗三升三合六勺四才であって、そのうち農民作職用として配当されていた高は二二〇五石一斗余であったことがわかるのであるが、それが明和八年の御救門割を通して、下り高四五石をはじめとして荒地引入高五石八

斗余・田畑成引入四七石九斗余ほか、崩川成永損地として二三三石六斗余、合わせて二三三石四斗余の減少高を計上している。

この減少高が旧来の竿次高の総高頭二四一一石余に対するものか、あるいは農民配当高二二〇五石余に対してのものなのか、史料からは明らかにできないのであるが、それはさておき、とにかくこの減少高二三二石余が旧来の上名村の総高頭と農民作職高に占る比率を算出するならば前者が九・六%、後者が一〇・五%となる。

次に、田口村御救門割から二〇年経った寛政十二年（一八〇〇）、薩摩国市来郷大里村では享保内検後二回目の御救門割が実施されている。この時の記録が「大里村樋之口門名寄帳⁴」の奥書に留められている。

これによると「同（三月）五日、高居被召下、高百五拾壹石九斗御奉行御伺之通下り高被仰付」とあって、この年の御救門割によって大里村は一五一石九斗の下り高を受けたことがわかる。

また、この名寄帳内の次に掲げた記事によって、この年の大里村御救門割直前の旧来の竿次高の総高頭は二三五九石一斗余であったことがわかり、一五一石余の下り高は旧来の百姓受取高（農民配当高）について生じたものであって、このことから旧来の百姓受取高は現百姓受取高の一七五〇石余にこの下り高を加えた一九〇二石六斗余となることと理解できる。この旧来の百姓受取高一九〇二石余に下り高の一五一石余の占める比率は約七・九%となる。

A 「寛政十二年申五月朔日」大里村樋之口門名寄帳の奥書

高式千三百五拾九石壹斗七升七合九勺貳才 古竿次本
高式千貳百八拾三石貳斗貳升七合式勺九才 竿次本

(中略)

高百五拾壹石九斗

但百姓受取高迄二被召付候、

竿次高之内

高五百三拾式石四斗九升五勺壹才 浮免高

右同

高千七百五拾石七斗三升六合七勺八才 百姓受取高

第三に、市来郷大里村の御救門割からしばらく経過した十九世紀初期の文化年間に、藩領一円にわたって深刻な困窮もしくは荒廃状態の農村を数多抱えていた薩摩藩の農村問題や逼迫する藩財政問題の打開等のために藩農政の実務方の第一線で郡奉行として活躍した人物に久保平内左衛門之正がいる。

彼は藩命により、同僚の鎌田四郎左衛門と文化元年(一八〇四)から同二年にかけて藩内を巡検して諸郷村の盛衰の実情をつぶさに調査し、当面する薩摩藩農村の疲弊や荒廃の根本的で主要な種々の原因を指摘し、事態打開のための抜本的諸施策実施を訴える上書(調査報告並びに意見建言書)の一つを文化元年に藩庁に提出しているが、その中に、農民疲弊の主因の一つが農民たちの貢租収納の際における下代蔵や出物蔵の役人たちによる恣意的で過重な「重み米」の弊習にあることを指摘し、本来の「御蔵之憲法」(藩公定の収納規定)への是正・改革の必要性を訴

えたくだりがある。それには御救門割の際の下り高の比率に関して次のような一文を載せている。

B「(文化元年九月十日)郡奉行久保平内左衛門之正上書」

(前略)

且又今成に而は假令八部の部下被仰付候而茂以前之

五部下り同前二て候、譬へハ一萬石へ七部之御救門割被仰付候へ

者七百石之下り高二而現米貳百七拾八石餘二而過分之事二相聞へ

候処、當分一萬石之上納過重二付三升重として現米三百七拾石餘

臨時之重米二相見え候、左候へハ相屯百姓共為致困窮賦御座候、

すなわち一つの例として挙げてある一文ではあるが、「一萬石へ七部之御救門割」が命じられた場合、その「下り高」は「七百石」になるとする。「七部」、すなわち七%の下り高の御救門割を例として掲げているのである。

本稿の考察の対象にしている曾於郡郷田口村の例に、以上に掲げた始良郷上名村や市来郷大里村の事例、及び久保平内左衛門之正上書に例示されている事例等を併せ考えるに、十八世紀後期の明和期頃から文化年間の十九世紀初頭に至るころの御救門割にあつては、旧来の農民配当高に対し約七〜一〇%の下り高の比率をもつて実施された郷村が多かつたのではなからうか。

蛇足ながら、この時期に御救門割とともに農村疲弊や農民困窮からの救助を目的に頻繁に実施された、一定年間を限って当該農村の貢租減免を図つてやる「御救部下り」の際に用いられた減免率として史料上よく

散見されるものに「八部（八%）」があり、時おり見出しされるものとして「十部（一〇%）」があるのであるが、先にみた下り高の比率はこれに近接する数値といつてよい。この時期、御救門割にせよ、御救部下りにせよ、藩が農民負担の軽減を考慮するとき七〜一〇%くらいというのがおよその目処であったのかもしれない。

三、下り高の対象となる経営体と農民

安永九年の御救門割において旧来の田口村農民配当高の七%余に相当する分が下り高の措置をうけて農民負担の軽減が図られたことを明らかにした。これらの下り高による軽減は、門高受給の資格を有する全ての田口村用夫農民や農民経営体にあまねいて均一に施されたのであろうか。

前号での考察を要約的にまとめた第一節の二・七・八において指摘したように、田口村には御救門割以前から九つの門経営体群と経営規模において約半分規模の十七の屋敷経営体群が存在し、前者と異なって後者の大半からほとんど全てに近いものが門割以前には経営崩壊かその危機に陥っていたということを推察できること、そして御救門割を通して下り高という門高の減量措置を受けたのは十七屋敷経営体群の方のみで九門経営体群はほとんど受けていないこと、及び御救門割後の用夫農民一人当たりの配当保有高と保有面積において門経営体群の用夫農民に比して屋敷経営体群の方は平均にして約三分の一分量少なく、実質において屋敷用夫農民の負担軽減となっている事実を指摘した。

これらの事実の意味するところは、この安永九年御救門割において経営の再建や体力強化のために下り高という権力的挺入れを受けた経営体と農民のほとんど全ては屋敷経営体群に所属するものであったということを示している。御救門割における下り高措置は、当該村落の全ての経営体と農民にあまねいて等しく施されるのではなく、経営崩壊やその危機に陥って、強力な権力的挺入れや支えなくしては再建とその後の経営維持を望むことのできないような経営体や農民たちに集中的に講じられる性格のものであったことが理解されるのである。

四、安永期の薩摩藩農政を取り巻く社会的環境

この節では、安永九年の田口村御救門割の特質と、それが当時の藩農政において果たした意義を明らかにするために、その前提的作業として当時の薩摩藩農政を取り巻いていた社会的環境についてみてみたい。

先に安永九年の御救門割直前の田口村が極めて深刻な農村疲弊に直面していた事実を指摘したが、このような事態は藩社会全体からみて田口村に特有な性格のものであったのであろうか。

この時期の領内各地の村落動向が窺える各種の史料がある。

C「(安永七年戊十一月)家老宮之原道直・赤松則正連署達書」

一 近年夫仕並諸出銭米相重候故、諸百姓共至て相勞、依所御高格護も難成躰成立、段々救をも申付、今通にては先キ々々及難題儀は為差見得儀ゆえ、左之通申付候、

(中 略)

「諸奉公人田舎へ差越候節、旅宿へ水夫入来候儀、三人賦已下は水夫一人入付、其外へは水夫不入付御規にて候処、頃日緩せニ成立候哉・・・(中 略)・・・右之通成立候も、畢竟所役々取違、百姓共相勞儀は不弁、其場之都合宜きを專相考候処より漸々緩せ相成筋ニ相見、不可然事候条、已来御定之外一切仕夫等不入付様申付候、

(中 略)

「諸外城へ御奉公人差越、其所役ニ付役所にて掛勤、又は所中泊勤之節、依外城水夫入来候儀も有之、且は所中之節も纒之道法馬にて致往来儀も有之、其外何ぞニ付過分之致夫仕等事之由相聞へ候、百姓相勞候ニ付ては毎々申渡趣も有之、其上所役々之儀は引受之事候へば、諸出錢米、又は少事之夫仕連も相減、往々潤立候儀を専心掛、萬端氣を可付候處、其勘弁も無之、所役職之威勢を以自佱取計候儀、別て如何之仕形候条、後年右体之儀一切無之様申付候条、・・・

(中 略)

「当秋両度之大風にて諸外城永損之場所太分有之、普請見賦ニ付て数万之夫数ニ及候由、左候へば兎角御加勢夫を以、此涯可成長普請不申付候て不叶事候處、近年御物高並御納戸方御新田開方被仰付、当分開方ども有之事候處、右通諸所大破之砌開方有之候ては諸百姓共手透を不得、猶以て相勞候儀は案中候ゆえ、先此涯一往開方差留候、

D 「安永八年亥七月廿三日」 勝手方達書⁸⁾

諸所浦方へ諸奉公人差入候節は、従前々百姓水夫入付来候場所のミ有之候處、近年百姓夫仕多、漸々相勞、御救門割等ニ付年々太分之御高相費候ニ付、為御救先達て段々夫仕減方をも申渡置候、

前掲Cの史料は、藩家老から藩庁の農村・農政関係担当の奉行・頭人役人、及び地方郷政を預かる最高責任者たる地位にある地頭・私領主等へ宛てて発せられた藩の指令書である。発信の時期は田口村御救門割の僅かに一年半前にあたる安永七年(一七七八)十一月である。

この達書の冒頭の記事「近年夫仕並諸出錢米相重候故、諸百姓共至て相勞」の一文によつて、この時期、薩摩藩では領内各所でかなりな農村疲弊が起こつていたことが知られる。そしてこれに続く一文から、その農村疲弊は、地域によつては、享保内検以降それぞれ農村ごとに保持することが至上命令とされてきた藩公定の伝統的な「御高」の格護を困難とせしめ(「依所御高格護も難成躰成立」)、ために「御高格護」という極めて大切な藩農政の基本原則をも放棄して下り高等の救済措置をも申し付けざるを得ない(「段々救をも申付」)村落が次々に発生し、藩当局者たちにとつては、藩政の将来が憂慮されるほどに深刻なものであつたことが理解されるのである。

次にDの史料は、田口村御救門割の約八ヶ月前にあたる前年安永八年(一七七九)七月に藩の財政方から通達されたものである。これには、農民たちに課せられる諸種の夫役負担を主因として領内の各所において

年ごとに農民たちの疲弊が進行し（「近年百姓夫仕多、漸々相勞」）、その対応のために実施される御救門割等によって当時相当量の御高が消滅していつている（「御救門割等二付年々太分之御高相費候」ということが指摘されている）。

薩摩藩の深刻な農民疲弊や農村荒廃については、島津氏第二五代島津重豪治世の後半期の十九世紀初頭文化期以降は顕著な歴史事実として一般によく知られているところであるが、すでに明らかになったように、これより四半世紀遡った、すなわち重豪が気鋭の薩摩藩主として自ら精力的に藩政を指導し各種事業に意欲的に取り組んだ安永年間（一七七二～八一）には、すでに領内各所において「諸百姓共至て相勞」とかなり深刻な農民疲弊に陥り困窮していた農村が相当数存在し、それに対応するに旧来からの伝統的「御高」の下り高を前提にした御救門割が藩内各地で実施されていたという歴史事実を確認できるのである。

さて、安永期のこのような各地の薩摩藩農村における農民たちの疲弊現象に関してであるが、これらが憂慮すべき問題として藩当局者たちに認識されるような事態が全領的広がりをもって発生してくるのはいつ頃からであろうか。

E 「(宝暦七年丑十一月晦日) 家老鎌田政昌達書」⁹⁾

郡奉行へ

諸所村々之内百姓共極々及困窮難村立罷成候所、下り高御檢地門割申付事候、下り高之儀永々御高引入至而重キ事候得共、極難之百姓共為御救候処、門屋敷高之外衆中持自作高并衆中作職申付候

高迄も並而下り高致見合候由如何之事候条、向後門屋敷高其外衆中方、右式之高は元御檢地之通二而門割方首尾引結候様可致候、

F 「(安政三年辰正月) 郡奉行相良角兵衛上書」¹⁰⁾

一金銭米穀貸借二付高利は勿論、返弁利払等滞候得は、牛馬・家財又は地面を取揚候体不法之取引被相行、其儀は勸農御改革之砌嚴敷被仰渡、於当時二は甚敷手数は相止候得共、高利之取引未相流居候半、
・ ・ ・ (中 略) ・ ・ ・

・ ・ ・ 於其の儀は宝暦年鑑諸郷差勞、借錢米及大分勞弥増候二付、先同席より伺趣御座候處、借錢米返弁之儀一往延置、以後潤付候節致返弁候様被仰渡、且亦門割被仰付候得は夫限取揚被仰付候先例御座候付、此節之儀も其通被仰付度儀と奉存候、

前掲史料Eは、宝暦七年（一七五七）に藩家老から農政方の郡奉行に宛てて発せられた、当時の「下り高御檢地門割」すなわち御救門割実施の際における留意事項を指令した達書であるが、これにより、この時点においてすでに領内諸所の相当数の村々が深刻な疲弊に立ちいたり困窮を極めていたという事実と、それらの農村についてかなり頻繁に御救門割が実施されていたという事実を確認できる（「諸所村々之内百姓共極々及困窮難村立罷成候所、下り高御檢地門割申付事候」）。

Fは、幕末の薩摩藩主島津斉彬の信任を得て郡奉行として働いた相良角兵衛が、諮問を受けて安政三年（一八五六）に藩主斉彬へ提出した当時の薩摩藩農政に関する意見建言上書の一節のくだりである。これによ

ると薩摩藩諸郷では宝暦年間（一七五一―一六四）には村々の疲弊が広範に起こり、それは折からの膨れ上った農民たちの借銭米にも災いされ一層の進行をみたとしている。

以上の事実の確認によって、田口村御救門割の実施された安永期を遡ること約四半世紀前、具体的には島津重豪治世の始まる十八世紀半ばの一七五〇年代の宝暦期には、薩摩藩領内広範にわたって、御救門割という権力的挺入れなくしては村落の維持や再建を図ることがおぼつかないような、農民疲弊による荒廃やその危機に陥った農村が数多発生し事態は悪化の方向を辿っていたということが看取されるのである。

ところで、以上の折角の考察に関連して、ここで享保内検（一七二二―一七二七）以降の薩摩藩の検地門割の性格について一言しておきたい。

内検以降明治に至るまで薩摩藩では全藩的な規模での検地事業は行われることはなかったが、個別的には藩領諸所で特定農村を対象にした局地的な検地門割が実施され続けたこと、そしてこの時期に実施された検地門割には親疎門割と御救門割の二種類があったことについては一般によく知られている。内検以降の検地門割の実施状況については、かつて本誌『第七集』において「近世後期の薩摩藩検地について（一）」と題して若干の考察をしたことがあり、この中で、内検以降の検地門割には二つの盛行期間が存在すること、そして二つのうち第一期の盛行期間は十八世紀半ばの宝暦・明和期をピークとした寛保・延享期から安永期にかけての期間であり、第二期は十九世紀前半の文化期から天保期にかけての期間であることを明らかにした。¹¹⁾

これらの事実を本節におけるこれまでの考察と併せて考えるに、第一

期盛行期間における検地門割事業のほとんどは下り高を前提に実施される御救門割であったことが理解できる。

一方、第二期盛行期間の検地門割については、「近世後期の薩摩藩検地について（二）」において、その期間の検地門割の性格の検証を試みたことがある。その結果、これについても、ほとんどは「御救門割を主として、その御救門割と密接な関わりをもって実施された検地門割の類のもの」¹²⁾であったことが推定できることを指摘した。

とするならば、享保内検以降幕末にいたる間に薩摩藩領内各所で実施された検地門割のほとんどは御救門割か、もしくはそれと深い関連をもって実施された検地門割であったということができることになる。

五、安永期の薩摩藩農政と田口村御救門割の意義

前節で明らかにしたように、享保内検からしばらく経った寛保・延享期頃（一七四〇年代）から田口村御救門割が実施された安永期までの約四〇年間、宝暦・明和期（一七五〇―一六〇年代）をピークとして、薩摩藩では領内各地で検地門割事業が頻繁に実施された。それはほとんどが「御高」の下り高を前提にした御救門割であって、宝暦期以来にわかに顕著となって時代を追って進展していった薩摩藩農村の広範な疲弊と荒廃を背景としていた。そしてかかる農村問題は、田口村御救門割の実施される直前段階においては藩政の要枢にあった当局者をして将来を憂慮せしめるほど深刻なものとなっていた。

ところで、この時期、薩摩藩農村の置かれている事態は時代を追って

明らかに悪化しているのに、ちょうど田口村御救門割が実施された安永九年前後を第一期検地門割盛行期間の終末期として、以後文化初期までの四半世紀、約二十数年の間、薩摩藩領でほとんど検地門割事業が実施されていないという不可解な歴史事実がある（前掲拙稿「近世後期の薩摩藩検地について（一）」所収第2表¹³）。

この不可解な事実、現象的には一見、藩が当面する農村問題打開のために積極的に関わってきたそれまでの農政から大きく後退して対応が極めて消極的になった観を抱かしめる。それはともかくとして、安永年間この時期、何らかの理由と事情から、従来から展開されてきた薩摩藩農政に大きな政策変更が起こっていることは明らかである。

この時期、薩摩藩農政に起こった政策転換とは何か。以下、この節では、先ずこの問題について考察を試み、次いでこの時期に始まる新農政のもと安永九年の田口村御救門割が結果として果たすことになった役割と意義について考えてみたい。

ところで筆者は、このほど、もと上司で黎明館調査史料課長を勤められた畠中彬氏の好意により、「仰渡留」と表題を付された安永八年正月成立の史料の影写本に接する機会を得た。

内容は、安永九年の田口村御救門割から僅かに一年半足らず前の安永七年（一七七八）の暮れ十二月に、藩農政方の郡奉行から現在の日置・川薩地域に所在する伊集院郷など十四か郷の噺や郡見廻など諸郷農村関係役人たちに宛てて通達された四通の指令書（達書）を写し留めた通達集といえる。この中の一通に、当時の薩摩藩農政の政策転換を窺うに貴重なものがある。

G 「安永七年十二月廿日」郡奉行竹之内一郎右衛門・田尻弥八郎
連署達書

諸所百姓共相勞難村立訳以、部下り門割之御救願申出候村々及數多、此節榮勞爲見分竹之内一郎右衛門・江田五郎左衛門被差越、見分之次第致吟味、得御指図趣有之候処ニ、大御支配以来部下り門割之御救是迄段々被仰付候得共、全不潤付、再重之御救迄茂被仰付候村々有之候得共、其詮無之、右両様御救之儀ハ別而大切成事候処ニ、右次第甚以如何之至候間、容易ニ御取揚難被成、再篇吟味被仰渡趣有之候付、段々遂吟味、此節御救被仰付候ハ、往々決而可潤付筋合ヲ以相伺候処ニ、右之御取分を以差当り禿入鉢之村々迄ヲ御救被仰付、右之以御救後年其詮無之候而ハ、郡奉行を始其所役々百姓共迄も急度御糺方之上可及御沙汰勿論、向後何方村々ニ而も御救曾而被仰付間敷候、其外諸所ニ相掛り候彼是之次第、戊十一月四日大野隼人殿取次御証文ヲ以被仰渡趣有之候ニ付、其段左条ニ申渡候、

前掲史料は、安永七年十二月廿日に発令された通達の冒頭書き出しの箇所に見える記事である。この前半部には、先ず当時の薩摩藩農村の置かれていた実情に関する記事があつて、引き続き享保内検以降藩が領内諸所で実施してきた御救部下りや御救門割といった一連の農村政策に対する藩当局の率直な総括ともいえる記事が収められている。冗長になるが、このくだりの文意を補って示すと次のとおりとなる。

当時（安永期）、薩摩藩内各地の郷村で農民たちが疲弊し村落の経営や維持が困難に陥っているとの理由で、多くの農村から藩農政方に御救部下りや御救門割といった救助を求める請願が出されていた。そこで農政方の郡奉行竹之内一郎右衛門と江田五郎左衛門がそれらの郷村の盛衰状況の視察調査（栄労見分）を実施し、その結果を吟味検討した上で、御救部下りや御救門割の実施を求める請願事項に関する藩上層部の指示を仰いだ。それに対する指示は、「享保内検（大御支配）以来、こういった困窮した郷村や農民たちに対しては、藩はそのつどその願いを容れて、これまで次々と御救部下りや御救門割を命じて実施してきたけれども、実際のな効果、すなわち農民たちの救助や生活浮揚及び村勢回復といったことにはほとんど結びつかず成果は上がっていない。中には特別に一度ならず二回までも救済措置「再重之御救」を講じて梃入れを凶ってやったのに全く効果が上がっていないといった状況である。藩にとって御救部下りや御救門割は軽々には実施を決断できない藩政の重要事であるのに、まったく実効が上がらず少しも事態が好転していないのは非常に残念なことであるので、今回は簡単には認めて受け付けるわけにはいかない。再度吟味をやり直せ」とのことであったので、あらためて検討してみることになった。

以上が、安永七年の郡奉行通達の冒頭部前半の記事が意味する大まか内容である。

これより、享保内検以降、薩摩藩領内各地の農村において、当時の藩農政の基本原則でもあった「御高格護」を敢えて無視してまで、換言するならば旧来の藩庫収入分の貢租減少を敢えて決断してまで農民救助や

農村再建のために実施し続けられてきた数多の御救部下りや御救門割といった農村政策が、この安永年間まで、ほとんど効を奏することなく実績を上げることができないままに推移してきたという歴史事実が確認される。そして、この時期、藩上層部はこのような旧態変わらぬ農村社会の現況や藩農政方の一向に成果上がらぬ従来の農政に対してあからさまな苛立ちや不満を示し、実効ある新たな政策立案と農政の実施を強く求めたのである。

このような上層部の指示と意向を受けた藩農政方による政策再検討の結果、この時期、薩摩藩農政は従来の農村政策を大きく改めて事態に対処していくこととなった。そして新たに定められた新農政の方針が藩領に布達されることとなった。そして新たに定められた新農政の方針が藩領に関する記事が留められている。前に倣って、以下、そのくだりの文意を補ってその経緯を示すと、大まか次のとおりとなる。

①、藩農政方が、上層部の吟味やり直しの指示を受け再検討して上申した案は「これから藩命で実施する農民救助の措置（御救部下りと御救門割）については将来必ず浮揚や再建を実現させる、ということである。施を許可することにしたらどうでしょうか」というものであった。

②、この案は藩上層部によって受け入れられることとなって、改めて指示された具体的な政策内容は「上申案のとおりの方針をもって、さしあたって農民人口が著しく減少して枯渴状態にある村落（禿入鉢之村々）だけを対象に救助措置（ここでは御救門割をさす）を講じよ、しかしながらそのような措置を講じながら、その後効果が上がらなかつた場合には、その事業に関わった担当郡奉行をはじめ諸郷の関係

役人及び農民たちまで厳しく理由や事情の究明のうえ処罰されることになるのはもちろん、今後はどの村に対しても御救門割による救助措置が命じられることはなくなるであろう」というものであった。

③、そのほか領内諸郷に関する「彼是之次第」についても十一月十四日に大野隼人を通して藩上層部からいろいろと指示される場所があったので、それについても指令通達した。

以上が、吟味やり直しの指示を受けた後、藩農政方が辿った具体的な経緯である。

史料を一読すれば明らかなように、享保内検以降、薩摩藩領において広く実施されてきた農民救助や農村再建を名目とする御救部下りと御救門割は実効がほとんど見えないので従来の政策のあり方を見直せ、という藩上層部の厳しい問題指摘によって、安永七年の冬を期して、薩摩藩農政は大きく様変わりすることを余儀なくされたことが理解できる。

ところで、この史料を含めてこれ以前の農政関係史料を精読するに、例えば史料上確認できる御救門割の実施に関してであるが、享保内検以降この時期まで、それが最終的には藩政要枢の藩庁上層部の承認を得て実施されるものであったことは当然のことではあるが、実際には、現地検分にあたった郡奉行の評価判断や裁量に基づく意見が尊重されて御救門割実施の採否がなされているという、藩農政方の主導的な役割や実質的な権限行使を確認できる。このように藩農政方がある程度自由裁量的に採否を決定して実施されてきた御救門割は、この年の藩上層部の問題指摘を期に厳しい三つの足枷をはめられることになったのである。

すなわち、一つは、今後御救部下りや御救門割は必ず実効が見込める

ものについて実施するというものであり、二つ目は、当面厳しい村落状態に陥っているものの中で再建の見込みありとする農村についての御救門割の実施を許可するが、実効が上がらない場合は藩庁郡奉行から諸郷関係役人や農民に至るまで厳しく責任を追及し処分をするので、その覚悟を持って取り組みというものであり、三つ目は、もし当面許可して実施する事業例の成果が上がらないようであれば、以後御救門割はいっさい実施しないというものであった。

以上の郡奉行通達の発令があつて間もなく年が明けた翌安永八年（一八七九）以降の御救門割は、第一に「確実に実効見込めるものについての実施」、第二に「成果上からぬ場合の関係者の責任追及と処罰」、第三に「同じくその場合の今後の農政における御救門割の停止」といった三つの厳しい制約や条件下で実施されることになった。

この郡奉行通達の直後に実施されている検地門割として、筆者は安永八年実施のものとして薩摩国知覧郷東別府村¹⁵や同国市来郷川上村¹⁶・同国羽月郷下殿村¹⁷・大隅国高山郷新留村¹⁸、そして翌九年のものとして薩摩国伊集院郷直木村¹⁹や同国大口郷原田村²⁰・大隅国小根占郷辺田村²¹・同国末吉郷二之方村²²、それに本稿で考察の対象とした曾於郡郷田口村の事例を確認している。第四節における考察を通してこれら検地門割のほとんどは御救門割であったことを明らかにしている。とするならば、ここに挙げた郷村における御救門割のほとんどが、その事業を実施する担当部局である藩農政方及び受ける側の現地郷村ともに前述したような厳しい条件とプレッシャーの下、その後の藩による御救門割の実施の採否をかけた一種の試金石的事业として極めて重要な意味合いと役割を負わされて実

施されたことを推察できるのである。

六、安永期の薩摩藩農政と田口村御救門割の限界

さて、以上指摘したような意義と役割を帯びて安永九年に実施された御救門割によって、その後田口村は村落の再建と発展への順調な道を辿ることになったのであろうか。否、本節では、当時の薩摩藩農政の性格や限界とのからみで、藩農政方や現地郷村の見込みや期待とは裏腹に、田口村がその後も再生への長く険しい道のりを辿ったのではなからうかということ論証することにある。

a 御救門割前後の田口村の農民配当高と面積

筆者は第二節及び第三節において、安永九年の田口村御救門割における農民救助の具体策として、先ず、農民たちからの貢租・夫役徴収の際における抛り所となる伝統的な公定の農民作職高、換言するならば内検ほか正規の検地門割事業を通して農民作職分として確定して配当され、以後固定化する公定の農民配当高に七%余りの下り高を実施して負担軽減を図ってやったこと、そしてその負担軽減の大半は経営崩壊やその危機に瀕していたと推定される屋敷農民経営体に集中的に施され実施されていることを明らかにした。

さてこのような権力的挺入れは当時の田口村を蘇生させて村勢復興に導くに十分な条件や契機を与える再建築たり得たのであろうか。

この問題を考えるための前提的作業として、ここで先にみた田口村の

旧来の農民配当高に占める七%余りの下り高の実態、すなわちその中身についてみておきたい。前掲の第4表・6表は安永九年「田口村検地門割竿次帳」から計出したもので、御救門割前後のそれぞれの田口村の竿次帳登記の田畠屋敷地の総面積（第4表）・農民作職分として配当の田畠屋敷地（門地）の合計面積（第5表）・武士身分者の受給者分の諸田畠屋敷地（浮免地）の合計面積（第6表）を示したものである。

先に御救門割前後の農民配当高を比較して、門割前の配当高六三四石余が門割後に五八六石余へと、御救門割を通して約四八石余、旧来高に比べて七、六%の下り高が実施されていることを明らかにしたが、第5表をみるに、田口村農民たちへの作職分の門地として配当された田畠屋敷地の合計面積は四一町七反余から四一町五反余へと僅かに二反余、比率にして〇、五%の微減とほとんど変動をみせていない。これは細かく田地別・畠地別・屋敷地別に分けてみてもほとんど同じことが指摘できる。このことに前稿「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成（一）」で指摘したこの「田口村検地門割竿次帳」の集計データのもつ誤差²³の²⁴とを合わせて考慮すると、農民作職分として配当されている田地・畠地・屋敷地の合計面積はそれぞれ御救門割の前後を比べてほとんど同等の数値を示していたのではないかと推察される。

すなわち、田口村農民全体が保有する土地面積は御救門割を通しても旧来とほとんど変動はなかったのである。御救門割を通じた村落再建事業において田口村農民が保有する土地面積は旧来通りそのまま据え置かれて、個々の田畠等にかかる土地評価高の査定変更（引き下げを主とする）のみを通じた農民たちの負担軽減が図られたことを理解できるので

第7表 保有田畑屋敷地面積からみた田口村の門（屋敷）農民経営体の分布状況

保有面積 (以上) (未満)	検地門割前の分布状況		検地門割後の分布状況	
	経営体数	(経営体名)	経営体数	(経営体名)
3町 ~ 2町9反~3町 2町8反~2町9反 2町7反~2町8反 2町6反~2町7反 2町5反~2町6反	3	小園・中村・橋ノ口	1 1 3 3	小園 下村 石踊・学所・向園 修行・中村・橋ノ口
2町4反~2町5反 2町3反~2町4反 2町2反~2町3反 2町1反~2町2反 2町 ~ 2町1反	1 2 1 1 1	下村 石踊・向園 学所 修行 下松瀬	1	下松瀬
1町9反~2町 1町8反~1町9反 1町7反~1町8反 1町6反~1町7反 1町5反~1町6反				
1町4反~1町5反 1町3反~1町4反 1町2反~1町3反 1町1反~1町2反 1町 ~ 1町1反	1 2 1 6 7	七夕 新村・新盛 上村 梶・上小園・上松瀬・新地・溜・原田 内村・窪田・迫田・新窪・溜池・永崎・山ノ上	4 4	上村・新村・新盛・増山 新地・七夕・永崎・山ノ上
9反~1町 8反~ 9反 7反~ 8反 6反~ 7反	1	塩井	5 4 1	内村・窪田・迫田・溜・原田 梶・上小園・塩井・新窪 上松瀬
経営体数	27		27	

注1. 本表は安永九歳子四月七日「隅州曾於郡田口村御検地門割竿次帳 写」により作成。

2. ____は屋敷経営体を示す。

ある。

さてここで、各農民経営体別の土地保有面積の変動をみてみたい。前稿に掲げた第3表と第6表によれば、九つの門農民経営体の作職分として配当されている土地の総面積は門割前が二一町二反余で門割後が二三町九反余と、御救門割を通して全体で約二町七反余増えている。これに対して十八の屋敷経営体分は門割前の二〇町五反余から門割後の一七町六反余へと全体で約二町九反余減っている。屋敷経営体分の減少がそのままスライドするように門経営体分の増加となつて現れている。

旧来の屋敷経営体配当分の土地の約一割強に当たる分が御救門割を通して門経営体分に移動させられたことがわかる。これより、御救門割にともなう村落再編の過程において、大半の経営体が崩壊かその危機に瀕していたと推察される一八屋敷経営体農民に対する負担軽減がその作付面積についてもある程度考慮されて旧来の約一割強が減量措置を受ける一方で、他方ではその減量分はそのまま御救門割以前の厳しい村落情勢の中で経営を持ちこたえて安定的経営をそれなりに維持することに成功していた九つの門経営体群に移動・転嫁される措置がとられて、二七の門・屋敷農民経営体にあらためて農民作職分の土地が再配当されて新しい村落秩序が作られていったという一連の事実をうかがい知ることができるのである（第7表）。

以上のことを、農民経営体配当の保有高との関係で少しみてみたい。先に田口村二七の農民経営体保有の合計高が、安永九年の御救門割における約四八石余の下り高の結果、六三四石余から五六六石余へと減少したことを指摘したが、これを経営体保有の合計土地面積からみれば、土

地面積そのものはほとんど変動していないという事実から、この土地面積からみれば、門割前の六三四石余と門割後の五六六石余の中味はほとんど同じということになる。ところで、当時の田口村に実在して検地門割に際し門高（門地）受給の資格を有した用夫農民として三四人の実在を確認できるのであるが、仮にこの一人当たりの平均保有高を算出してみた場合、御救門割前の用夫農民一人当たりの平均保有高は約一九石となり、御救門割後は約一七石となる。前述の事実を考慮すると、この門割前の平均保有高約一九石と門割後の約一七石も、その土地経営面積からみれば実質はほぼ同じということになる。

b 農村疲弊と経営の粗放性

さて次に、用夫農民一人当たりの平均保有高にして門割前の約一九石に相当する土地面積に関して、これが当時の薩摩藩農民たちの農業経営にとつてどのような意味を持つ数量であったのかを考察してみたい。

近世後半期に主として藩庁上層部から諸郷役人に宛てて発令された通達類の多くが「歴代制度」や「列朝制度」に収められている⁽²⁾。これで見ると、領内諸所における農民疲弊や農村荒廃に関する記事が安永期の前後頃からにわかに頻出することが確認できる。これらの通達類においては、いずれも藩当局によりその当時なりの領内諸郷村における疲弊や荒廢のさまざまな原因分析や把握がなされ、それに基づいて各種の具体的な指示・通達が行われている。

ところで、これらの通達類にはほとんど出てこないものであるが、当時の現地農村の実情に深く通じた農政家や有識者が、藩政後期の薩摩藩農

村の疲弊や荒廃をもたらしている諸原因の中でもっとも根本的なもの一つで、問題をいたずらに助長させているものとして等しく指摘しているものに、疲弊や荒廃に当面して困窮している農村における農民たちの経営作付面積の過多と、それによってもたらされる農業経営の粗放性といった問題がある。

H「(文化元年九月十日) 郡奉行久保平内左衛門之正上書」²⁵⁾

・・・乍去往古高被召居候砌之御趣意とハ致異変候、且全体人少之日州・真幸・菱刈表へ農人過分減少二候へは、右諸所へ仮令御救門割等被仰付候共、基より憲法之取扱は難致、間ニ取扱置候外は無之賦二候へは、適々検地詮立間敷候、

(中略)

・・・乍然東目真幸・菱刈表二而は一人前二、三拾石以上も高請取居致作職事二候へは、夫長出米多却而致迷惑、又下潟二而は纔壹、式石位受取致作職事二候へは別而仕合ニ存候筋二候、

前掲史料は、先に紹介した文化年間に薩摩藩の農政家(郡奉行)として活躍した久保平内左衛門が藩に提出した上書の一節のくだりである。

筆者は、かつて「近世後期の薩摩藩検地について(二)」において、薩摩藩領内では、藩政後半期の安永・天明期頃より農民疲弊や農村荒廃が急速に進み、それは文化年間に至ると深刻な危機的状況に陥って藩政上の極めて重要問題と認識されるに及び、以後打開の方途が種々検討され具体的に図られていくようになった事実を指摘したことがあり、あわ

せて当時の農民や農村の疲弊・荒廃化が「真幸・菱刈表」とよばれた一帯に「肝付表」とよばれた地域を加えた東目地方、すなわち薩摩藩東北一帯の日向から大隅地域にかけての領域を中心として広範に発生し存在していたということを指摘したことがある。²⁵⁾

これらの疲弊や荒廃の著しい農村地域に共通してみられた社会現象は「農人過分減少」という農村人口の減少という事態の発生と進行であった。人口の減少は、当然のことながら、こういった農村で生活することになった農民たちに、自ら所属する農民経営体や村に旧来から課されてきた公定の貢租ほかの諸役をこれまでよりも少ない農民労働力で勤めなければならぬという事態をもたらすことになり、必然的に農民たちに加重な負担を強いていくことになった。加えて、これらの地域における公定の貢租等の確保に苦慮することになった藩は、当時、農村疲弊による農村労働力の減衰のために経営崩壊やその危機に見舞われて作人不在やそれに近い状態に陥っている農民経営体保有分の田畠のうち実際に耕作農民が確保できない余剰の土地(余高)を、耕地の荒廃化防止と貢租確保の目的から、在村のほかの農民たちに割り付けて耕作をさせるという方法を一般的にとっている。

したがって、農村人口の減少と相まって発生してくる疲弊・荒廃農村では、一人当たりの耕作面積がいきおい増大する傾向となり、そういった事態の進展とともに農民たちの経営も自然に粗放的な性格のものに陥らざるを得なかった。「真幸・菱刈表」や「肝付表」と呼ばれる地方ではこういった現象がとりわけて顕著であったのである。

さて前置きが長くなったが、前掲史料Hは、本稿の考察で対象として

いる安永年間より約二十年経った寛政から享和期（十八世紀末～十九世紀初頭）頃の薩摩藩農村社会の実情を踏まえて記されたものであるが、農民人口の減少で当時深刻な負担過重と農村疲弊に陥っていた「真幸・菱刈表」地方の農民たちの過重な実態を具体的数値をもって知り得るものである。これによると、農民にとって甚だ迷惑・困窮の原因となっている非常識な高配当の具体例として真幸・菱刈表の用夫農民一人当たり二〇石ないしは三〇石以上の高受取による耕作例が挙げられている（「東目真幸・菱刈表二而は一人前二、三拾石以上も高請取居致作職事二候へは、夫長出米多却而致迷惑」）。この一文の示すところは、農民一人当たりの受取高が二〇石～三〇石以上になると、何も真幸や菱刈表に限られたことではなく、このような高配当のもと農業経営を余儀なくされる農民にとっては、どこにあつてもその高に付随して課されてくる諸役とともに一人当たりの耕作面積も過多に及び、農民たちにとって甚だ迷惑を蒙り困窮の原因ともなる分量だったということを意味している。

ところで、この節の最初に確認した安永九年の御救門割直前の田口村の用夫農民一人当たり平均保有高約一九石は、文化期の郡奉行久保が指摘する農民迷惑の過分な受取高として挙げる数量に極めて近接する数量である。御救門割以前の段階における田口村農民たちが請け負っていた経営作付面積もまた過分に及んでいたのである。そしてその数量は御救門割の後もほとんど変動がみられない。

さて、農村が疲弊して人口減少し、結果として農民一人当たりの受取高や経営作付面積が過分に陥ってしまった場合の農村がどんな状態になってしまふのかを窺うに貴重な史料がある。次に掲げた史料は、享保

内検からしばらく経って、農民たちの疲弊や困窮といった薩摩藩の農村問題が全領的規模で顕著となつてきて間もない宝暦十三年（一七六三）から弘化二年（一八四五）までを生きた大隅国高山郷の上級郷士伊東嘉太郎祐伴が十九世紀前期の天保初年（一八三〇年代初頭）に著した農政建言書『感傷雜記』の一部である。

I 「天保初年」大隅国高山郷士伊東嘉太郎祐伴著『感傷雜記』

一 近年余高多ク諸所割付に相成、是故百姓之困窮相重ミ、其割付之故を以益々割付作を生し候、割付作之義は所一統郷士・町浜居住者迄も都て割付候御法にて、一人前之廻しにては纒ツ、に候故、実事を不知人之考ニは只其分ニて格別之迷惑ニは成間敷様ニ有之候得共、左様之ものにて無之、大分之痛ミに相成候、当分割付作ニ及候程之所は本より全体之悪地にて、高前之地方町反手広く、皆々昔より分限不相応之町反を致格護居候、譬ハ上地之所は十石之高町にて地方五反有之、悪地之所は同し十石にて壹町余之地方有之候、上納之米高は皆同し拾石分之上納ニ候得共、五反ニ召仕候種子・肥し・手隙と、壹町余ニ召仕候とは一倍之費有之候、殊ニ上地之所は肥しを多ク不用候ても地勢を以致実熟候、悪地之所は肥しを多ク用候て手入を丁寧不致候ては実熟不宜候処、手広候故其義も不相届、上地之手入ニくらへ候得は却て龜相ニ有之候ニ付、其作得残る所、悪地を一町余り候ても上地五反を作り候程之残りは無之候、夫故上田・上畠を近辺に持候百姓は何方ニても所帯宜、下田・下畠を作職致候方限は所帯不宜候儀通例ニて候ニ付、右躰之所は人勢も繁昌不致候ニ付

凶作二逢候歟、又ハ殿役・出銭にても相重ミ候得は真先キに割付作
二相成候、下地之全躰にケ様之勞倦有る所に纒連も其在内之余高を
内々ニて勢二賦付、年明き者・病者・後家迄も夫々ニ配当致し、其
余分を所惣躰に割付候御法ニて候故、此割付二逢候者は下地之病身
に又新病を加へたる如ニて候故、是迄兎哉角致格護来居候本より之
作職手入旁不行届、却て作り捨同前二相成、作人之作得は勿論、其
年之上納分致不足、無是非農具・牛馬等売払、賃取・魚売ニ相成、
終ニ致欠落候者多有之候、其故を以惣百姓之勢相蹙り年々余り高致
増長候なり、
・・・

(中略)

今此流弊を改候事は、御国中当分余高に及居候村々、其村之内ニて
第一之惡地を坪選にて選抜一応之休地に致し、其村ニて最易作職之
可調程之町反を残して其村限之作職に致し、一切割付作無之様ニ致
より外二宜仕様は無之候、
・・・

この一節に示されている薩摩藩農村の状況は、この史料の成立年代か
ら、おそらくは十九世紀前期の文化・文政期の頃の現地農村の実情をつ
ぶさに踏まえて著されているものと思われる、本節で問題としている安永
期からは少し離れた後年のものではあるが、人口過少となつて疲弊に
陥つた薩摩藩農村が一般的に辿る状況を窺うには格好の史料といえる。
ここにみられる農村の姿は、例えば、いったん疲弊が進行した場合にお
ける、人口減少による農村労働力の不足からもたらされる一人当たりの
耕作面積の分不相応の抱え込みであり、加えて一方で多量に発生する余

高の割付作が行われることによつて、各農民受け持ちの耕作地がますます
す広大になつてその経営にあえぐ農民の姿であり、その広大過大な土地
経営はいきおい粗放的なものに陥らざるを得ず、極めて生産効率の低い
経営に終始して困窮を極め続ける農村の姿である。

安永九年の御救門割の実施される以前の田口村においても、程度の差
こそあれ、以上の『感傷雜記』に示されるような農村の様相に近似した
村落情勢が展開していたことが推察されるのである。そしてそのような
村落状況を引き起こす根本的要因の一つとなる経営作付面積の過多とい
う問題は、先ほどの考察からも明らかのように、御救門割による権力的
挺入れを受けた後もほとんど解消されていないのである。

C 御救門割後の田口村の村落再建

安永九年（一七八〇）、農民疲弊による困窮と荒廢からの建て直しを
はかるために、曾於郡郷田口村で実施された御救門割は効を奏し、その
後田口村は村落復興への道を歩んでいったのであろうか。

安永九年以降明治に至るまで、その間の田口村の村落状況の推移を具
体的に教えてくれる直接的史料は知られていない。しかしながら、ある
程度窺うことのできるものはいくつかある。

次は、新穂彦熊の編になる『東襲山村郷土史』（昭和九年）にみえる
記事の一節である。²⁸⁾

J 「昭和九年『東襲山村郷土史』（新穂彦熊編）」

明治十年前後の我村は実に人口は稀薄で、至る所の肥沃な原野は徒

に捨て顧られず、開墾されし田畑さへ之を耕作しつくされずに、田の如きは特に冠田の制とて一戸何程宛と割当てて余分に耕作するの制を設けてあったので、現在の堀之内地方は全部此の冠田の制にて耕作せし土地であったと申します。・・・

新穂は、明治十年（一八七七）前後における東襲山村（村域は旧曾於郡郷に重なる）に所在する村落一般で展開していた村落状況として、旧田口村を含めた当時の東襲山村の人口が非常に少なく人手不足のために、開墾可能な多くの原野がうち捨てられているのみならず、一般の田畑さえも全部耕作し尽くすことができない状況であったので、「冠田の制」と称して余った田を村内の農家に一戸それぞれ何程宛と割り当てて耕作する慣行が設けてあって、昔の田口村の堀之内地方は全部この冠田の制によって農業が行われていた、という聞き書きを収めている。

この記事から連想される東襲山村（もと曾於郡郷）の農村風景は、かつて農民疲弊によって農民人口が減少して一人当たりの受け取り作付面積が過多に及び、その保持経営に苦しむ農民たちにさらに耕作人を確保できない余った耕地（余高）が割り付けられ一層の困窮を強いられる、という状態に陥っていたことが推察される安永九年の御救門割実施以前の田口村の農村の姿にそっくりである。

さらに新穂は、藩政期の余高（余地）の割付作に性格を酷似する明治初期における「冠田の制」は、村内でも特に旧田口村の堀之内地域で顕著であったという事実を指摘しているのであるが、この指摘は、安永期の御救門割以降も田口村でははかばかしい村勢の回復や発展がみられな

かったのではないか、ということを髣髴とせしめてくれるものである。

ところで、農民疲弊の根本的要因の一つとなる、農民たちに対する割り当ての経営作付面積の過多の問題についてであるが、安永期の薩摩藩農政方ではどのような認識を持っていたのであろうか。

これは、安永九年の御救門割直後の田口村の農民経営体編成のあり方を見ることによってある程度窺うことができる。ここで御救門割直後の門や屋敷に所属する経営体人口を調べてみるに、二七経営体のうちのいくつかにあたかも禿門及び半禿門の状態にある経営体が存在していることに気づく。例えば、原田屋敷と山之上屋敷には農民の存在を確認できない。両屋敷は無人経営体となっている。そして新盛屋敷は七十八歳という極めて高齢のため一人前の農業経営は実際には困難だったとおもわれる名頭農民彦右衛門ただ一人だけの経営体となっている。³¹

御救門割を経てのち、なおかつこのような無人及び実質それと同質の経営体が存在しているという事実の意味するところであるが、これは、安永九年の田口村の御救門割の準備段階の当初において、同村の建て直しのために村外からかなりな農民移入を図って経営作付面積の過多にもなう問題を解決していこうとしていた藩農政方の努力の痕跡を残すものとして考えることができる。すなわち、他村他郷からの農民の人配をもつて田口村の不足する農民労働力を補充し、旧来と同数の経営体確保を図り、あわせて作付面積過多による農民加重の軽減を企図していたことの名残をとどめるものとして理解できるのである。しかしながら、御救門割の後に至ってもこのような無人及び実質それと変わらぬ屋敷経営体が三つも存在しているという事実は、田口村における人配が結果とし

て当初の予定通りには達成できずに不十分なままに終結したことを示しているものと思われる。

以上の考察を通して、安永九年の田口村の御救門割当時、藩農政方にあつては作付経営面積の過多による農民たちの加重負担と困窮といった問題にはある程度の認識をもっていたこと、そしてその問題解消への努力もある程度試みられているという事実を推察できる。しかしながらその認識と努力は、自らが当初予定した計画を完全に貫徹していくほどの徹底したものではなかったのである。

以上の考察を前提に御救門割後の田口村の村落状況を窺うに、安永九年の「田口村検地門割竿次帳」に登記されている無人経営体及びそれと同質の経営体配当分の相当量の田畠は、御救門割による権力的挺入れをもつてしても結局耕作農民を設定することができなかった土地、すなわち余地（余高）として旧来通り据え置かれた土地として理解できることになる。とするならば、恐らくはこれらの土地の多くは、御救門割後にあつても従前と同じく、旧態変わらぬ慣行のもと、その荒廃化防止や一定がしの貢租確保の目的から村内居住の農民たちに割り付けられ耕作が強制されていたのではなからうか、ということは容易に推察されるであろう。

ところで、かつて田口村が所在した一帯（霧島町）は、藩政時代はいうまでもなく、現在でも、水稻耕作には自然環境的にあまり恵まれた地域とはいえない。すなわち、同地域一帯は霧島山麓の冷涼な気候の山間高地に位置し、農業の基礎となる土壌は火山性地形に特有な本来的に生産性の低いものがほとんどであり、年間を通じて多雨の降水は、かつて

は田口村中央部を貫流する霧島川ほか諸川の増水をもたらしがちで、その流域低平部に位置する耕地や集落に氾濫被害を引き起こしがちであった、ということによく知られている。

この節で明らかにした以上のいくつかの事実を合わせ考察するとき、安永九年の御救門割以降も田口村が村勢を急々には回復するということがなかったのではなからうか、ということが推測されるのである。恐らくは、御救門割後の安永九年以降も、田口村では以前とほとんど変わらぬ経営作付面積の過多によりもたらされる重圧のもと、従前から何とか経営を持ちこたえ安定的経営を保持してきていた小園門や下村門など九門経営体の農民たちを中心に、その後長く険しい村勢復興と村落発展のための努力が営まれ続けていったのではなからうか。

七、安永期薩摩藩農政と諸郷農村の御救門割のその後

筆者は、第五節において、田口村とほぼ相前後した安永八・九年に知覧郷東別府村以下領内諸所の八か村の農村で検地門割が実施されていることと、その検地門割のほとんどが御救門割であることを推察できることを指摘した。さて、これらの村々の御救門割の場合、その実効は上がり、その後村勢は順調に回復していったのであろうか。結論から述べると、これら諸村にあつても、前節でみた田口村同様、ほとんど大半のもののはさしたる成果は上がらず、村勢を急速に好転・回復させて順調に発展の途を辿っていった村々は少なかつたのではなからうかと推測される。以下、筆者がこのように推測する二つの理由を挙げる。

第一、安永八年―九年の領内各地の諸村落における御救門割の後、約四半世紀もの長い間その実施事例がほとんど確認できず、ほぼ止絶的狀態にあるという理由による。

すなわち、前に掲げたこれらの村々における安永末期の一連の検地門割以後、文化年間初めに郡奉行久保平内左衛門や鎌田源左衛門等によって藩庁上層部へ提出された意見上書等が機になって、薩摩藩農政が大きく転換して御救門割が再び隆盛となってくる十九世紀初頭までの約二十五年間、御救門割を含む検地門割の実施事例が極めて少数事例にとどまっている。

また、筆者は本誌『第八集』において、幕末の安政期の郡奉行相良角兵衛が藩主島津斉彬に差し出した意見上書の張り紙中に享保以降の検地門割の実施事例について触れた下りがあることを紹介したことがある。

これによると、享保内検（一七二二―一七二七）以降文化四年（一八〇七）までの約八十年間に薩摩藩領内の農村において検地門割が実施された農村は全村落数六五六村のうち三一五村、それ以降天保十四年（一八四三）までの三十六年間に新たに実施された村落数を四一村とし、合わせて享保内検以降天保末年までの約一二〇年間に於ける薩摩藩の検地門割実施村落数は領内六五〇余の村々のうちの過半数を越す三五〇余に及んでいるとしている。³³この三五〇余の村落の検地門割についてであるが、県内各地に所在する農政関係史料をもって検索するに、そのうちの六割にあたる一九〇余の検地門割の実施を史料でもって確認できる。しかしながら目下問題としている検地門割、すなわち安永十年（一八八一、天明元年）から文化二年（一八〇五）に至る二十五年間に実施された検地

門割を検索するに、史料上実際に実施を確認できる村落事例は約一九〇余のうち纔かに五例に過ぎない。

さらに、藩農政方と関わりの深い人物であったことが推測される野村盛知が、この期間の享和四年（一八〇四、文化元年）に著した「御検地聞書」の序文の一節に、次のような記事が見える。

K「（享和四年甲子二月廿八日）御検地聞書」

むかしは年に五六ヶ村宛の門割に六拾年目は大御支配有之と聞ければ、筆算も地虫の出るかごとく、其中俊秀なるもの口伝を請継ていまたその委しき書伝を見ず、今や門割まれにして、たまたま御検地に志ける者も年を隔て帚星の出ることく、少計覚たる事も忘れ、其退は見れともいまたその進みを見ず、

寛政から享和期の頃の薩摩藩諸郷村の実情を踏まえて著されたものと推定される野村のこの書によっても、この時期、薩摩藩領内では皆無ではなかったが、ほとんど検地門割が実施されていなかったということがわかる。

以上の事実の確認によって、安永八年から九年にかけて実施された検地門割以降、すなわち翌安永十年から文化初頭までの四半世紀約二十五年間、薩摩藩領内での検地門割は御救門割を含めてほとんど止絶的狀態にあつたことが理解されるのである。

ところで、筆者は第五節において、安永七年の冬に、藩上層部から農政方（郡方）に対し、享保内検以降それまでに展開されてきた藩農政に

ついて厳しい問題指摘がなされたのを機に、藩農政方には翌安永八年以降に実施の当面承認の御救門割について「確実に実効見込めるものの実施」、「成果上がらぬ場合の関係者の責任追及と処罰」、そして「その場合の今後の御救門割の停止」といった、これまた厳しい三つの条件や制約が課されたことを明らかにした。先に掲げた安永十年に始まる薩摩藩領内における検地門割の止絶的状态が、安永七年の藩上層部の強い指導によって新たに展開されることになった新農政のもと、安永八年―九年に藩内各地で実施された御救門割の実際的効果や成果を踏まえて、当初確認された方針通りにその後の御救門割の実施が取り扱われることになったがために起こってきた現象であることは明らかである。少々回りくどい表現をしたが、田口村を含めて安永八年―九年に実施された藩内各地の農村の御救門割がいずれもさしたる成果を上げることができないまま不調に終わったために、安永七年の当初の方針通りにその後の御救門割はいずれも停止されることになったのであろう、ということが推察できるといふことである。

次に、薩摩藩諸郷村における安永八年―九年の御救門割がいずれも不調に終わったのではないかとする第二の理由は、当時の薩摩藩上層部や農政方の農村問題に対する事態認識の欠落や甘さ、及び取組みの不徹底さを指摘できるからである。

先に、藩政後期のそれぞれの時期において薩摩藩の農村問題に深く通じた人物として紹介した文化期の郡奉行久保平内左衛門と、ほぼ同じ時期に高山郷の上級郷士として郷政に与かりながら現地農村や藩農政等とも深く関わって生きた伊東祐伴がいることを紹介した。そして、両人が

いずれも当時の農民疲弊による薩摩藩農村の荒廃や困窮の根本的要因の一つとして強く対策の必要性を指摘しているものに、当該農村における個々の農民たちが割り当てられ請け負わされている経営作付面積の過多と農業の粗放性の問題があったということはずでに明らかにした。ところでその一方で、筆者管見の限りでは、奇妙にも、薩摩藩の農村問題が悪化の一途を辿った安永から文化期の頃に藩上層部の関係家老から諸郷役人へ宛てくり返し発令された数多の通達類の中に、農民の経営作付面積の過多の問題を取り上げて対応策を具体的に指示したものは皆無といえる事実が存在する。

この農民の経営作付面積の過多の問題への対応について、久保や伊東と藩上層部との間にみられるギャップ、とりわけ藩上層部の不可思議な対応は何を意味しているのであろうか。

これについては、農政通の文化期の久保や天保期の伊東等によって農民たちの経営作付面積の過多の問題が強く指摘されているという事実によって、既にこの問題に対するそれ以前の薩摩藩農政がいかなる性格のものであったかがよく示されていると思うが、その意味するところは、農民の経営作付面積の過多が薩摩藩の深刻な農村問題を引き起こし、その問題をいたずらに助長せしめている最も本質的で根本的な問題の一つであるという現実認識が、文化以前の段階の藩当局には決定的に欠如していたか、あるいはある程度の認識はあっても不十分なためにその問題は無視もしくは棚上げされ続けていたかして、ついぞ有効な対策が本格的に講じられることはなかったという歴史事実を示している。すなわち当面する農村問題の根本要因に対する事実認識や対応における欠如や甘

さを意味するものである。

先に紹介した安永七年十二月に日置・川薩地方の諸郷に発令された四通の回達写「仰渡書」³⁶の中の一つに、次のような一文が見い出せる

し「安永七年十二月廿四日）郡奉行徳田市左衛門外八名連署達書」

（前略）諸所共二近年御救之訴申出、甚以不都合之至二候、凶年打続、百姓共勞入、必至と及手迫り候節ハ左も可有之候得共、諸外城一統之凶年も多々無之事候処ニ、右通何方よりも重キ御救申出候二付而ハ、あなち作職不熟迄之勞ニ不限、百姓共出錢米及多分二候歟、又ハ諸殿役多作職大形ニ成行候筋ニ而も候哉、御領内手廣儀二候処細蜜ニ其筋不相知、別而如何敷事候間、此以後各随分心掛、此跡ニ引替り至末々右式之締いたし無費様取計可有之候、

この一文によって、ここで問題としている、疲弊と困窮を極める当該農村の農民たちを等しく苦しめていた経営作付面積の過多という問題に対する安永末期の薩摩藩農政方の状況認識がどれくらいのものであったかを明白に見てとれる。

これによれば、先ず、当時の極度の農民疲弊と困窮を理由として藩庁に領内各地の農村から殺到する御救部下りや御救門割など救助の請願に対し、藩農政方では、農民窮迫の原因は近年領内一円に影響する凶年が多くはおこっていないので必ずしもそのことによるものではないと認識しながらも「あなち作職不熟迄之勞ニ不限、百姓共出錢米及多分二候

歟、又ハ諸殿役多作職大形ニ成行候筋ニ而も候哉、」と、原因は農業不
作による農民疲弊だけでなく百姓より徴収される出錢や出米が多額に及
んでいるからであろうか、あるいは百姓夫役の諸殿役が多いために耕作
が十分に行き届いた状態になっていないことが原因となっているのであ
ろうかと疑問を呈し、次いで「御領内手廣儀ニ候処細蜜ニ其筋不相知、
別而如何敷事候」と、薩摩藩領内が広大なため原因は細密にはわからな
いが非常におかしなことだとしている。

安永末期の段階において、当時藩農政の実務に直接与かる郡方にあつ
てすら、薩摩藩の深刻な農民疲弊の根本的要因の一つが当該農村におけ
る農民の経営作付面積の過多の問題にあるという認識はおろか、当時の
薩摩藩農村問題の諸々の主たる原因としてどういった問題が奈辺に存在
しているのか正確な状況把握や事実認識が具体的かつ十分になされてい
ないという、藩当局の驚くべき実態が理解されるのである。

安永八・九年の領内諸村における御救門割は、以上にみたような藩当
局の極めて不十分な問題把握と事態認識のもとに取り組まれることにな
った。そのため根本的要因への対処も当然不十分なものに終始するこ
とになったであろうことは容易に推察される。その結果、当然のことな
がらせつかくの御救門割も十分な成果は上げることが困難であつたであ
ろうということも推察するに難くない。現に前節でみた安永九年の曾於
郡郷田口村の御救門割の場合、藩農政方の事態認識や問題解消へ向けて
の取組みはそのような不十分で不徹底なものに終わっているし、結果と
してはかばかしい成果も上げられなかったであろう、ということは既に
明らかにしている。

以上が、安永八年・九年に領内諸村で実施された御救門割のほとんどが不調に終わったのではないかと考える二つの理由である。

八、結びにかえて

——安永七年の藩当局の指令と郡奉行通達のねらい——

前節でみたように、安永七年の藩上層部の問題指摘を契機として従来の薩摩藩農政は大きく様変わりし、享保内検以降領内各地の農村において実施されてきた御救門割による農民救助政策は、安永八・九年に実施された一連の条件付き御救門割を最後として、安永十年（天明元年）以降約四半世紀もの長きにわたってほぼ止絶的状态となった。時代が安永から天明に移る時期、御救門割の停止という内検以降の薩摩藩農村政策は大きく転換することになった。

さて、このような農政の転換の意図するところは何であったのであろうか。すなわち、このような転換をもたらす契機となった安永七年の藩上層部の農政方に対する厳しい問題指摘や御救門割に関する指令の真のねらいは奈辺にあったのであろうか。そしてこれを契機として薩摩藩農政はどのように変質していったのであろうか。最後に、これらの問題について若干の考察を試みることをもって本稿の結びに代えたい。

結論から述べると、安永末年以降に実質停止されることになった御救門割についてであるが、藩によるこのような措置は、疲弊や困窮に苦しむ領内各地の多くの弱体農村の農民たちに対して、それまで藩が継続してきた、すなわち農民救助や農村再生のために藩が積極的に関与して権

力的に梃入れしてやる享保内検以降の伝統的農政を放棄したことを意味しており、その本質は藩にとって財政運営上大きな重荷になっていた領内多くの弱体農村の切り捨て政策といえる。

安永七年の藩上層部の厳しい問題指摘と御救門割についての指令の真意は、このような農政への転換を敢えて積極的に押し進めることを農政方に対して強く求めるところにあったものとして理解できる。

すなわち安永七年に、当面の御救門割実施にあたって農政方に課された三つの条件（「確実に実効見込めるものの実施」・「成果上がらぬ場合の関係者の責任追及と処罰」・「その場合の今後の停止」）については先に触れたところであるが、例えばそのうちの最初の「確実に実効見込めるものの実施」に関して指摘するならば、過去の御救門割のほとんどに実効を上げることができないうちで、藩農政方の実務当局がどのように綿密で周到な計画と準備のもと必至の覚悟をもって取り組んだとしても、領内各地で同時並行的に御救門割を実施する村々のいずれもについて将来の確たる村勢回復を見込んだり保証したりすることは机上の計画や理論上は可能であっても、実際上は確実的保証をもって実施できる性格のものではない。一方藩上層部にとっても、農政方から当面の御救門割実施の裁可を仰ぐにあたりどのように成功の確実的保証がなされようとも、享保内検以降の約五〇年間の藩農政方の実績に照らしてみても考慮すれば、それは困難なことだということは容易に認識できることでもある。

藩上層部は、安永七年に承認した当面実施の御救門割の多くが恐らくは従来と同じくさしたる実効は上げることができずに、結果として農政

方は御救門割を停止せざるを得ないことになるであろう、ということを中心から見越して、前に示したような発令や三つの条件付与を藩農政方に行つたものと理解される。藩上層部の意図は当初から御救門割の全面停止にあつたのである。

そしてその後の事態はまさに藩上層部の思惑通りに推移した。そのことを窺うに好個の史料がある。

M「(天保初年) 大隅国高山郷士伊東嘉太郎祐伴帳『感傷雜記』」

(前略) 其折節天明二年寅秋より三四ヶ年之間古今稀なる大凶作打続候処、本より貯薄く成立居候折柄にて御国一統之百姓大半及饑餓、飢米拝借仕付飯料之訴訟無果程多有之、確と致困窮候、此時百姓之御救第一之筈候処、一橋御縁女様御事御台様に御備り有無之境にて御上之物入夥敷、是に凶年を添候故、御蔵方大難洪二而、当難飢餓之御救は格別、兼て百姓御救下り高門割・年限部下り等之訴訟一切不申出様嚴敷仰渡有之候、其頃名越家之御勝手にて十何年と云程御救沙汰混と無之、其間に必至と疲入候、恒々産無き者は恒々心無き人情之習にて、放僻邪侈風俗に成立、或一尙宗之門徒に入、或山方之聊爾伐を致して家内引列之欠落を致し候者多成立候、……

この史料によると、先ず、天明二年(一七八二)の秋以降三、四年もの間、薩摩藩ではまれにみる大凶作に襲われて領内一円にわたって農民たちが極めて深刻な飢餓・困窮に見舞われたとし、次いで、この時期の

薩摩藩は「一橋御縁女様」が正式に將軍御台所になれるかどうかの重要な時期にあつたので、それに関する藩の経費も多額に及んでいたところに、上述したような連年の凶年の到来によって藩の財政運営は極めて困難に陥つたとしている。ここに掲げられた「一橋御縁女様」とは安永五年(一七七六)年七月に一橋豊千代との婚約が整つて許嫁として天明元年(一七八二)閏五月に一橋家に入つていた薩摩藩主島津重豪の娘茂姫のことである。因にこの年の同じ閏五月に將軍世子となつた一橋豊千代は徳川家斉と改名し、それから六年後の天明七年(一七八七)四月に正式に第十一代將軍に即位した。そしてこの家斉と婚約していた茂姫はその年の十一月右大臣近衛経熙の養女となり、その翌々年の寛政元年(一七八九)二月に家斉との婚約が行われて正式に將軍御台所(広大院)となつている。

さらに史料の上述の箇所につき、記事のくだりでは、当時の時節柄からして藩が第一に優先して行くべきは領内農民たちの救助であつたのに、当時飢餓の危難に見舞われているケースは特別として、ほかは農民救助のための施策は取られずに、逆に農民救助のための御救門割や御救部下り等の請願は今後藩に一切申請することがないようにとの嚴達がなされたとしている(「百姓御救下り高門割・年限部下り等之訴訟一切不申出様嚴敷仰渡有之候」)。そしてまた、名越家の人物が藩の勝手方担当役人を勤めていた、その頃の十数年間というものは藩による農民救助の施策がまったくとられることがなかったので、農民たちはその間にすっかり疲弊してしまつた(「其頃名越家之御勝手にて十何年と云程御救沙汰混と無之、其間に必至と疲入候」ともしている)のである。

ここに伊東が指摘する天明二年に始まる薩摩藩領内一円にわたる連年の凶作、及びその頃近時将来の將軍御台所が予定されていた薩摩藩主島津重豪娘茂姫に関わる藩の多額の財政支出など、いずれも確かな歴史事実である。

薩摩藩が農民救助の施策として享保内検以降続けてきた御救門割と御救部下りは、安永八年から九年にかけて実施されたあの一連の御救門割が終了して間もない天明前期、連年の凶作やのちの將軍徳川家齊御台所となる茂姫関連の多額の支出等によりにわかには窮迫することになった薩摩藩財政運営上の新たな問題や事情等も加わって、安永七年に藩上層部が意図し当初農政方に示し定めた方針通りに停止されたのである。

さて、次に藩上層部の厳しい指導を受けて安永七年十二月に諸郷に回達された御救門割実施に関する郡奉行通達に関してであるが、この時点で藩農政方は上層部の御救門割の停止の意向を把握していたのであるうか。これについては恐らくは当初より農政方でもそれを明確に把握し受け止めていたものと思われる。

さすれば、如何なる事情によつて早速にそのような農政への轉換が打ち出されずに、あのような安永八年―九年の条件付き御救門割を承認する郡奉行通達として発令されたのであろうか。これは恐らくは旧来長年にわたつて続けられてきた藩農政を急激に轉換した場合に当然に起こることが予想される農民支配もしくは藩政上の大きな混乱や問題発生を避けるため、ある程度の時間はかかっても藩の政策変更の方針を関係役人はもとより広く一般領民にまで熟知させた上でスムーズに轉換を図つていこうとした藩当局の意思と配慮を反映しているものと思われる。

とするならば、安永七年の暮れ十二月に発令された郡奉行通達は、近時将来における御救門割の全面停止という藩農政の轉換を薩摩藩領民に事前に間接的に宣告し周知せしめる目的をもって出されたものであったことも理解される。

いずれにせよ、安永七年の郡奉行通達からほどなくして、すなわち天明の前期に至るに及んで薩摩藩農政は大きく変更されて、疲弊と困窮に苦しむ領内各地の多くの弱体農村の切り捨て策を意味する御救門割の全面停止が断行されたのである。

このような農政の変更の意味するところは何か。御救門割の全面停止による弱体農村の切り捨て策は、享保内検以降の「御高格護」政策に象徴される藩農政、すなわち内検でもって全領的に出現し確定した個々の封建農村における農民経営や支配秩序を権力が頑なに守り、その維持経営に努めることによつて藩庫財政収入の安定的確保の実現を目指すという性格をもっていた内検以降の旧来の薩摩藩農政が敢えて放棄されたことを意味するものであり、併せて他面において旧来の農政の手法によらない新しい方策による藩庫財政収入確保の道が本格的に模索され新たな展開が始まったことをも暗示している。

それでは旧来の農政の手法によらない新しい方策とは、具体的には如何なるものだったのか。そして安永末期から天明前期にかけて起こった薩摩藩農政の一大轉換は、その後の薩摩藩農村社会や農民生活にどのような影響を与え、如何なる展開がみられたのであろうか。今後の研究課題としたい。

【補考】

近年の筆者の研究の進展によって、これまで発表した関係論文の考察のいくつかを補強し改めねばならぬものが生じてきているので、従来の指摘や考察の一部を次のように訂正したい。

1. 享保内検以降の第一期検地門割盛行期間について

筆者は本誌『第七集』において、県内各地に残存する近世後期の地方農政関係史料類に拠って確認できる事例に基づいて、享保内検以降の検地門割の実施状況について「第一期の盛行期間は十八世紀半ばの宝暦・明和期をピークとした寛保・延享期から安永前期に至る約三〇年間であり、第二期は十九世紀前半の文化期から天保期に至る約三〇年間である」ということを指摘したことがある。

その後今日までの間に、近世後期の検地門割実施事例として新たに確認できたものが約三〇例に上っている。この分を先の事例に加えて改めて時代毎の実施分布状況をなぐめ、さらに本稿第五節での考察の結果を合わせ考察するに、享保内検以降の第一期検地門割盛行期間に関する従来の指摘を若干改める必要を認める。すなわち筆者は、第一期盛行期間の終期をこれまでは安永前期として、その期間を寛保・延享期からこの時期に至る約三〇年間としてきたのであるが、検地門割は安永年間のほぼ全期を通じて末期の安永八・九年頃まで旧来とほぼ同じ頻度で領内各地で実施されていることを確認し、第一期盛行期間の終期は安永末期としたほうが妥当であることを認識した。したがって従来の指摘を次のよ

うに改めたい。

(訂正) 享保内検以降における「検地門割の第一期盛行期間は、十八世紀半ばの宝暦・明和期をピークとして寛保・延享期から安永末期に至る約四〇年間である。」

2. 『三州御治世要覽 御分国之卷(卷三十六)』収録のデータの成立年代について

筆者は本誌『第九集』の第三節第一項において、「三州御治世要覽 御分国之卷(卷三十六)」に収められた統計データを「恐らく十八世紀半ばの宝暦期頃から後半期の安永中期頃までの間のある時期の統計データに基づいて作成されたものと推定される」とし、本文収録の第一表においては「十八世紀後半頃」と時代推定をして用いた。⁽⁴⁶⁾しかしながら、最近筆者が史料検証をおこなった研究の結果、この統計データ成立の時期をほぼ特定することが可能となった。⁽⁴⁷⁾したがって前号での時代推定を次のように改めさせていただきたい。

(訂正) 『三州御治世要覽 御分国之卷(卷三十六)』に収録されている統計データは「十八世紀半ばの延享年間、すなわち一七四〇年代半ばの薩摩藩諸郷村の各種統計データを集成した統計史料である」。したがって本誌『第九集』に収めた第一表の記載も「十八世紀中頃」と訂正したい。

3. 関係論文中の正誤訂正について

筆者が先に発表した一連の近世後期の薩摩藩検地門割に関する考察の

うち、本誌『第七集』及び『第九集』に収めた論考中に、原稿浄書時の単純ミスや校正時の見落としから読者諸氏に誤った歴史認識を与えてしまふ箇所があることに気付いた。この折に御詫びして併せて訂正したい。

A. 「近世後期の薩摩藩検地について(一)」(本誌『第七集』所収)

①. 九二頁十八行目

(誤)「変化や減少」 ↓ (正)「変化や現象」

②. 九九頁の資料一の日向国志布志郷月野村の検地門割実施年代

(誤)「文政十二年」 ↓ (正)「文政二年」

B. 「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その一)」(本誌『第九集』)

③. 二〇頁四行目

(誤)「十七世紀前半」 ↓ (正)「十八世紀前半」

注

(1) 拙稿「近世後期の薩摩藩検地と村落再編成(一)」(『黎明館調査研究報告 第七集』)。

(2) 霧島町歴史民俗資料館所蔵。

(3) 『吾良町誌』上巻、六六一―六七七頁。

(4) 日置郡市来町大里樋之口哲夫氏所蔵。複写本、筆者所蔵。奥書の一部は「市来町郷土誌」(市来町郷土誌編纂委員会編)二六七―九頁所収。

(5) 「諸郷栄勞調」や「久保之正書上記」の名で知られる。ともに東京大学史料編纂所所蔵。影写史料を鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編さん室所蔵。小野武夫編『日本農民史料聚粹 第九巻』に「諸郷栄勞調」として翻刻されているが、底本自体の本来的な誤りが多く校訂をして活用する必要がある。

(6) 御救部下の貢租減免率「八部」を留めた史料には次のようなものがある。

①文化七年十二月に志布志郷から月野村の御救部下を藩庁に願ひ出た口上書控を綴じた願書史料の表紙裏書に次のような記事がある。(原本、大隅町郷土館保管)

「部下方

御郡奉行和田新吾様・御書役今井角吉様未二月御越二而村中栄勞御見分有之、同閏二月御出立被成間もなく八部八ヶ年下り被仰付、其上年数答合候節門割迄御免被仰付、左候而部下方検者田原彦七様四月御越二而所中村々御回勤被遊候、」

②文化元年九月十日の郡奉行久保平内左衛門之正上書に次のような一文がある。

(東京大学史料編纂所所蔵)

「且又今成二而は假令八部之部下被仰付候而も以前の五分下り同前二て候、」

③文化六年正月十六日の儉約掛郡奉行久保平内左衛門之正上書に次のような記事がある。(東京大学史料編纂所所蔵)

「又当分部下り被仰付候村数五拾壹ヶ村有之、去辰年壹ヶ年分之現下米相調候處式千式百石余二及候、皆共極々差勞候之御救い二候得は、大形八部八ヶ年之御救二は旁取合候得は夥敷次第・・・」

(7) 「島津家列朝制度 卷之十」(石井良助編『藩法集 8 鹿児島藩 下』三三二―三四頁)。

(8) 「島津家列朝制度 卷之十」(前掲書、三三四頁)。

(9) 東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中「農政心得」。

(10) 東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書中「大支配之事二付吟味之書付」。

(11) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について(一)」(『黎明館調査研究報告 第七集』九三頁)

(12) 『黎明館調査研究報告 第八集』十二頁。

(13) 『黎明館調査研究報告 第七集』九六頁の第2表を参照されたい。

- (14) 鹿児島市島中彬氏所蔵（影写史料）。
- (15) 知覧町立歴史館旧蔵の山本小市以下七名の「知行高名寄帳」・桑波田興氏写本「知覧郷知行高名寄帳」ほかにより実施確認（以下、確認とする）。
- (16) 鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵（影写史料）「鹿児島県協力高事件整理書 四拾五」により確認。
- (17) 前同「鹿児島県協力高事件整理書 四拾七」により確認。
- (18) 秀村選三氏写本「安永八年」高山新留村盛永門名寄帳」（「鹿児島県農地改革史」引用）により確認。
- (19) 鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵（影写史料）「安政三年」名越彦太夫知行高名寄帳」により確認。
- (20) 大口市図書館所蔵「安永九年」須佐美喜左衛門知行名寄目録」により確認。
- (21) 鹿児島県立図書館所蔵「安永九年」隅州大隅郡小根占辺田村御検地名寄帳」・前掲「鹿児島県協力高事件整理書 四拾五」により確認。
- (22) 前掲「鹿児島県協力高事件整理書 四拾七」により確認。
- (23) 『黎明館調査研究報告 第九集』十五頁。
- (24) 「歴代制度」・「列朝制度」ともに前掲「高津家列朝制度」の底本原本史料にて、「歴代制度」は東京大学史料編纂所所蔵。「列朝制度」は都城島津家所蔵。ともに影写史料を鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵。
- (25) 前掲（5）に同じ。東京大学史料編纂所所蔵。
- (26) 『黎明館調査研究報告 第八集』十二～十三頁。
- (27) 鹿児島県高山町伊東高文氏所蔵。これは高山郷士伊東嘉太郎祐伴の手になる当時の薩摩藩の藩政、特に農政に対する長大な批判・建言書といえる史料であるが、近年、もと九州大学教授（現在久留米大学）秀村選三氏の労により前文翻刻されて、「近世後期大隅国高山郷士伊東祐伴「感傷雜記」―薩摩藩農政への批判と建言―」（平成五年「久留米大学比較文化研究所紀要」第十四輯）に収められている。

- なお、平成六年にはその付録編の「感傷雜記附録」が「近世後期大隅国高山郷士伊東祐伴「感傷雜記附録」―薩摩藩農政への批判と建言（二）―」（久留米大学比較文化年報 第三輯）として翻刻・紹介されている。この関係箇所に関する本稿の考察は秀村氏の学恩に負うところが極めて大きい。
- (28) 秀村選三「近世後期大隅国高山郷士伊東祐伴「感傷雜記」―薩摩藩農政への批判と建言―」（平成五年「久留米大学比較文化研究所紀要」第十四輯）五六頁。
- (29) 前掲書、五八頁。
- (30) 新穂彦熊編『東襲山村郷土史』九一頁。
- (31) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地と村落再編成（一）」所収の第四表（『黎明館調査研究報告 第九集』一八頁）、及び『霧島町郷土誌』（平成四年刊）所収の「隅州曾於郡郷田口村御検地門割竿次帳」（二七七～二四四頁）を参照されたい。
- (32) 東京大学史料編纂所所蔵「安政三年辰正月 大支配之事二付吟味之書付」。影写史料を鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵。
- (33) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について（二）」（『黎明館調査研究報告 第八集』五～六頁）。
- (34) 鹿児島県立図書館所蔵。全文翻刻されて、面高正俊・四本健光・桑波田興「享保内検の研究」（佐々木平五郎・斉藤毅編『薩摩藩の総合的研究』）に収められている。
- (35) 前掲、『薩摩藩の総合的研究』四三二頁。
- (36) 鹿児島市島中彬氏所蔵（影写史料）。
- (37) 前掲、秀村選三「近世後期大隅国高山郷士伊東祐伴「感傷雜記」―薩摩藩農政への批判と建言―」（平成五年「久留米大学比較文化研究所紀要」第十四輯）五二～五三頁。
- (38) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記雜録追録 六』五一～五二頁。
- (39) 前掲書、六二八頁。

- (40) 前掲書、六二〇頁。
- (41) 前掲書、九六五頁。
- (42) 前掲書、一〇〇四頁。
- (43) 前掲書、一〇二八―二九頁。
- (44) 『鹿兒島県史 第二卷』四三五―六頁。
- (45) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について(一)」「黎明館調査研究報告 第七集」九三頁。
- (46) 尾口義男「近世後期の薩摩藩検地と村落再編成(一)」「黎明館調査研究報告 第九集」一三―十四頁。
- (47) 尾口義男「薩摩藩の享保内検と『三州御治世要覧』(宮崎県地域史研究 第七号) 三三頁、及び三八頁。

後 記

本稿の作成にあたっては、本県の中世史研究者として活躍されている小園公雄先生(鹿兒島女子短期大学)に考察の対象とした曾於郡郷田口村がかつて所在した霧島町の史料調査やフィールド調査において一方ならぬお世話になり、いろいろと貴重なご教示とご指導をいただいた。また享保内検以降の十八世紀後期から十九世紀前期にかけての薩摩藩農政や農村社会について私なりのイメージを構築していくにあたっては、九州大学名誉教授秀村選三先生(現在久留米大学)が翻刻されてわざわざお届け下さった「近世後期大隅国高山郷士伊東祐伴「感傷雜記」―薩摩藩農政への批判と建言―」、及び前黎明館調査史料課長島中彬氏(現在錦江湾高校)よりご提供いただいた影写史料「仰渡留」に非常にお世話になった。以上の三氏のほか多くの方からも貴重なご意見やご助力をいただいた。末尾ながらお世話になった方々にあつく御礼を申し上げます。